

事務室だより

第 3 号

令和 2年 5月 19日
仙台市立長町中学校事務室

日頃より事務室の業務にご協力をいただき、ありがとうございます。

事務室より4月23日付けで「遺児等サポート奨学金」「就学援助制度」についてお知らせいたしましたが、その後、休校が延長になったことから再度申請時期が変更になった点がありましたのでお知らせいたします。

遺児等サポート奨学金

新たに月額金の給付を受けようとする申請手続きについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業等に伴い、添付書類の収集等が困難であることが考えられることから、月額金の給付対象期間について変更がありましたのでお知らせいたします。

- ① 令和2年4月1日から令和2年5月31日までに遺児等に該当することになった場合は、令和2年6月30日までに月額金の給与申請を行った場合、遺児等に該当することになった日の属する月の翌月（月の初日のときはその月）から月額金の支給対象となります。
- ② 令和2年3月31日以前に遺児等に該当することになった場合は、令和2年6月30日までに月額金の申請を宮城県教育委員会に直接行った場合、該当することになった日の属する月の翌月（月の初日のときはその月）から月額金の支給対象となります。

就学援助制度について

新規で今年度4月からの申請をご希望の方は申請書を、5月29日までに事務室まで提出していただきますよう、お願いしておりましたが、6月30日までに受付した書類も4月に受付した扱いとすることになりました。

担当 事務室 吉 田
電話 248-1444

